

新たな林業後継者等育成研修

1 はじめに

林業総合センターにおける、林業後継者の育成研修は、昭和 36 年の「林業後継者養成講習会」に始まり、「林業教室」、「林業ゼミナール」、「山村青年指導者研修」等の研修を経て、現在は、「森林・林業セミナー」、「林業士養成セミナー」研修として実施されています。当初は、森林を所有している若い世代が、数多く研修を受講していました。その後は、時代とともに森林組合、市町村の林務担当者等が中心となりました。現在では、自営業者、建設業者、林業事業体の職員、ボランティア、定年退職後に林業を行おうとしている人など、様々な方が受講しています。（図-1 参照）

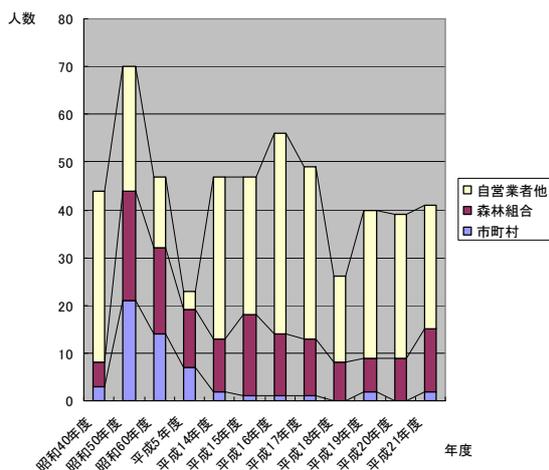


図-1 受講生の職業別推移

また、林業事業体の担い手育成研修では、「緑の雇用担い手対策事業」が実施されています。この事業は、林業就業に強い意欲があり、森林組合等の林業事業体に採用された人々に対して森林整備等の作業に必要な技能・技術取得支援を行うものです。平成 15 年度から実施されており、平成 22 年度末現在で 751 名が受講されています。（財）長野県林業労働財団が研修を開催し、集合研修は、林業総合センターで行われています。

今回は、「森林・林業再生プラン」の施策などを踏まえて、林業後継者育成研修等の制度が

改正されましたので、変更点や概要を紹介します。

2 「森林・林業セミナー及び林業士養成セミナー」研修の改正

(1) 平成 21 年度までの研修

「森林・林業セミナー」と「林業士養成セミナー」は、連続した研修で、1 年目に「森林・林業セミナー」、2 年目「林業士養成セミナー」という構成です。「森林・林業セミナー」では、森林・林業の基礎的知識及び技術の習得を目指し、16 日間の研修を実施していました。

「林業士養成セミナー」は、林業士の役割である「自らが意欲的に林業経営を実践するとともに、それぞれの地域における指導的役割を担う。」ことを目指して、森林・林業の専門的知識及び指導能力等の習得を目標に 30 日間の研修を実施しました。

最近の受講生は、森林との関わり方が、従来の林業経営に加えて、森林をフィールドとするボランティアや、森林を活用した特用林産物の生産、森林空間の利用など多様化しています。森林・林業の知識や技術を習得する場として、自身のスキルアップや資格取得のために受講する傾向がみられます。

(2) 平成 22 年度からの研修

受講生のニーズに応えるとともに、研修内容の充実を図るため、まず、林業士の役割を「自らが意欲的に林業経営又は地域資源を活用した林業活動を実践するとともに、それぞれの地域における指導的役割を担う。」こととしました。

研修の内容も、地域での具体的な活動に役立つように県内の視察研修の機会を増やし、見聞を広めたり、地域活動の実践のきっかけづくりができるものとなりました。

1 年目の「森林・林業セミナー」においては、基礎的知識から専門的知識及び技術の習得、地域の状況を把握できる内容として、30 日間の研修日程としました。

2年目の「林業士養成セミナー」では、「地域林業リーダー」を育成する研修内容とし、リーダーとしての心構え、地域活動が活発な地区の視察、先輩林業士等の活躍を見聞きするようなものとなりました。

詳しい研修内容を知りたい方は、当センター指導部及び各地方事務所 林務課 普及担当係へお問い合わせください。研修の趣旨、期間及び申請手続の概要は、表-1のとおりです。

森林・林業の基礎知識及び専門知識、基礎技術等を習得したい方は、「森林・林業セミナー」を受講していただくことになります。また、「地域のリーダー」として、頑張りたい方は、1年目に「森林・林業セミナー」を受講し、2年目に

「林業士養成セミナー」を受講してください。

3「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

林業事業体の担い手研修については、路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業を担う人材を段階的かつ体系的に育成するため、平成23年度から国の研修体系が大幅に見直され「緑の雇用」現場技能者育成対策事業が実施されます。（概要は表-2）これに伴って県単独事業のグリーンマイスター養成研修は廃止となりました。詳細については、対策事業の実施主体である（財）長野県林業労働財団（電話 026-225-6080）にお問い合わせください。（指導部 青柳）

表-1 各セミナーの概要

項目	区分	森林・林業セミナー	林業士養成セミナー
研修内容		森林・林業に関する基礎的・専門的な知識・技術の習得	森林・林業に関して指導的な役割を担うための研修
研修期間		30日間	16日間(地域活動2日間を含む。)
募集人員		おおむね30名	おおむね10名
受講資格		森林・林業に関心の高い者	森林・林業セミナー修了者
募集期間		4月上旬から4月20日頃まで	4月上旬から4月末日まで
申込先		各地方事務所 林務課 普及担当係	
申込書類等		・「森林・林業セミナー受講申込書」による。	・「林業士養成セミナー受講申込書」による。 ・レポート(課題「林業士としての抱負」1,600字程度) ・市町村長又は活動の拠点となる自治会の長の意見書 ・森林・林業セミナー修了証(写し)
受講生の決定		所長が認めた者	森林・林業セミナーの受講状況や提出レポートを基に、受講対象審査会で審査、決定する。
その他		刈払機及びチェーンソー伐木業務の安全衛生教育が受講できる。	

表-2 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の概要

研修の種類	研修生の要件	集合研修	
		研修期間	実施する安全講習等
トライアル雇用	・ハローワーク等公的な機関を通じて採用された者 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢 ・就業に必要な健康状態の者 ・林業就業経験が通算1年未満の者		実施されません。
フォレストワーカー (林業作業士)研修	1年目	・ハローワーク等公的な機関を通じて採用された者又はトライアル雇用から引き続きの雇用 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢 ・就業に必要な健康状態の者 ・林業就業経験が通算2年未満の者 ・林業就業に対する意識が明確な者	30日間 ・普通救命講習 ・刈払機及びチェーンソー伐倒業務の安全衛生教育 ・技能講習「車両系建設機械(3トン以上)運転業務」 ・技能講習「玉掛(1トン以上)」
	2年目	・旧緑の雇用担い手対策事業(基本研修)を修了し、一定の技術レベルを有する者 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢	25日間 ・技能講習「小型移動式クレーン(1トン以上5トン未満)運転技能」 ・技能講習「不整地運搬車(1トン以上)運転業務」 ・「林内作業車を使用する集材作業従事者」安全衛生教育 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育
	3年目	・旧緑の雇用担い手対策事業(技術高度化研修)を修了し、一定の技術レベルを有する者 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢	20日間 ・機械集材装置運転業務の安全衛生特別教育
フォレストリーダー (現場管理責任者)研修	5年目以上 ・林業の就業経験が通算5年以上の者であり、一定の技術レベルを有する者 ・現場管理を行う者又は現場管理を行う見込みのある者 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢	15日間	・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・技能講習「はい作業主任者」 ・技能講習「地山掘削及び土止め支保工作業主任者」
フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)研修	10年目以上 ・林業の就業経験が通算10年以上の者であり、一定の技術レベルを有する者 ・総括現場管理を行う者又は総括現場管理を行う見込みのある者 ・研修修了後、5年以上就業できる年齢	10日間	・安全推進者(林業関係)

*平成23年4月以降 変更になる場合があります。